

管船火長・直庫二名 蔡宗貴 馬五頼

梢水共に六十七名

貢謝の方物を除く外、附搭の土夏布二百匹

右の執照は通事葉崇吾等に付し、此れに准ぜしむ

万曆二十四年（一五九六）九月初八日給す

執照

注* 『明実録』万曆二十五年十月庚申の条に関連の記事がある。

1-32-04

世子尚寧の、遭難の琉球人を返還した中国官員を護送するた
め通事梁順等を遣わす執照（一五九六、九、八）

琉球国中山王世子尚（寧）、官員を護送する事の為にす。

照得するに本年（一五九六）六月二十四日、欽差の福建提督軍
門金（学曾）の恩もて鳥船一隻を給し、兼ねるに市舶提挙司通事
馮璽・夥長陳徳、舵工曾廷を差わし、本船一隻に坐駕して、夷梢
の哈那等三十二名を護送するを蒙る。護送して国に到りて俱に照
らして収めて訖る外、今、当に時に応じて回省して復命すべし。
礼として当に奉送すべし。此の為に今、通事梁順等を差わして員
役を護送して回還せしむるに、誠に所在の官司の盤阻して便なら

ざるを恐る。本府、除外に今、洪字第十三号半印勘合執照を給し、
通事梁順等に付し、収執して前去せしむ。如し経過の関津把隘の
去処及び沿海巡哨の官軍の驗実に遇わば、即便に放行し、留難し
て困つて遅慢して便ならざるを得しむる母れ。所有の執照は須ら
く出給に至るべき者なり。

計開

通事一員 梁順 人伴三名

管船直庫一名 濟尼

梢水共に二十八名

右の執照は通事梁順等に付し、此れに准ぜしむ

万曆二十四年（一五九六）九月初八日給す

執照

注（一）市舶提挙司通事（二九〇四）注（二）河口四通事を参照。

（二）夥長 火長に同じ。（二六一九）注（一）参照。

1-32-05

世子尚寧の、関白秀吉の動静を急報するため使者守達魯等
を遣わす執照（一五九八、四、七）

琉球国中山王世子尚（寧）、倭情を飛報する事の為にす。

照得するに、本国は前に欽差の福建提督軍門許（孚遠）の咨文の国に到るを蒙り、職に著して倭奴閩白の動靜を偵探し、以て咨報に憑らしむる外、本年（一五九八）三月二十二日に敵国の偵探し得たるに、閩白、博多地方に在りて人衆を鳩集し、議して六十六州と同じ船隻を打して糧米を搬運し、大明に入寇せんとす。理として合に人を遣わして報知すべし。即時に特に使者・都通事等の官を遣わし、咨文一道を齎捧し、人伴・梢水一十名を率領し、小船一隻に坐駕し、閩省に前住して通報せしむ。此の為に、合に洪字第十六号半印勘合執照を給し、都通事鄭俊等に付して前去せしむべし。如し経過の閩津把隘の去処及び沿海巡哨の官軍の驗実に遇わば、即便に放行し、留難し因つて遅悞して便ならざるを得しむる母れ。所有の執照は須らく出給に至るべき者なり。

計開

使者一員 守達魯 人伴二名

都通事一員 鄭俊 人伴二名

管船舎人一名 王立思

梢水共に六名

右の執照は都通事鄭俊等に付し、此れに准ぜしむ

万曆二十六年（一五九八）四月初七日給す

執照

1-32-06

世子尚寧の、閩白秀吉の死去を急報するため使者栢槎等を遣わす執照（一五九八、一〇、三）

琉球国中山王世子尚（寧）、倭奴閩白の身亡を飛報する事の為にす。

照得するに、本国は前に欽差の福建提督軍門許（孚遠）の咨文を転発して国に到るを蒙る。職に著して閩白の行動の情由を偵探して、以て咨報に憑らしむる外、此れに因り、閩白の霸稱して王と為り、日本六十六州を騷動して乱を作して累朝鮮を侵し天朝を擾動し、文武の官民安からず、職、毎時、人を差わして窺かに去きて密訪せしむるの情由あり。本年（一五九八）九月十四日に至りて、七島の船の記助を装載して回国して報道する有り。探得するに閩白、本年七月初六日に身故す、と。即時に特に使者栢槎・通事梁順等を差わし、咨文一道を齎捧し、人伴・梢水四十員名を率領し、閩船一隻に坐駕し、閩省に前住して馳報せしむ。仍お生硫黄二千斤を齎載し以て前年の貢儀を補う。此の為に、合に洪字第十七号半印勘合執照を給し、通事梁順に付し収執して前去せしむべし。如し経過の閩津把隘の去処及び沿海巡哨の官軍の驗実に遇わば、即便に放行し、留難して因つて遅悞して便ならざるを得しむる母れ。所有の執照は須らく出給に至るべき者なり。

計開

注（一）職 ここでは国王尚寧の自稱。